

(第一類 第一回)

第一百六十六回国会 内閣委員会議録 第十四号

(二二九)

平成十九年四月二十四日(火曜日)

午前九時三十分開議

出席委員

委員長

河本 三郎君

理事

木村 勉君

理事

戸井田 おる君

理事

平井たくや君

理事

松原 仁君

理事

赤澤 亮正君

理事

上野賢一郎君

理事

岡下 信子君

理事

杉田 元司君

理事

谷本 龍哉君

理事

土井 亨君

理事

林田 彪君

理事

松浪 健太君

理事

村上誠一郎君

理事

小川 淳也君

理事

小宮山洋子君

理事

古本伸一郎君

理事

吉井 英勝君

理事

渡辺 周君

理事

寺田 喜美君

理事

芳正君

理事

信子君

理事

谷本 龍哉君

理事

大藤 俊行君

理事

鈴木 正徳君

理事

鈴木 福知君

理事

小川 淳也君

理事

吉井 英勝君

理事

渡辺 周君

理事

寺田 喜美君

理事

高木 福知君

理事

中森 ふくよ君

理事

古川 賢久君

理事

松本 洋平君

理事

市村浩一郎君

理事

小宮山泰子君

理事

佐々木隆博君

理事

石井 啓一君

理事

遠藤 宣彦君

理事

嘉数 知賢君

理事

木原 誠二君

理事

寺田 稔君

理事

高木 福知君

理事

飯島 夕雁君

補欠選任

同日

<p

また、経営者の裁量に当然ゆだねられている事項があるわけでございますが、これについての重大な判断の誤りがあつた、こういうことが具体的には想定されると思いますが、こういうケース等、経営責任に帰すべきことが明白な場合に当たるかという基準で、個別の事例ごとに実際には客観的かつ慎重に判断をされなくてはいけない、こういうふうに思つております。

もしそういうことがあつた場合にどうするのか、こういうことでございますが、行革推進法に書いてございますから、こういう経営責任に帰すべき損失を補てんするための財政上の措置は行うことはできない、こういうことであります。

今委員お尋ねがありましたので、仮に、そうはいつても、新公庫の円滑な業務の遂行を図るために、やむを得ない事情というものがある場合で、どうしてもこれは何らかの形で措置をしなければならない、こういうケースが生じた場合は、これは法律上手当をして、要するに、国会でお認めいただいた法律上の手当でした上で措置をしなければいけない、こういうふうになつておるところでございます。

○小川(淳)委員　おっしゃるとおりなんでしょうね。要するに、これは立法行為を伴う形でやはり埋めなきやいかぬ。つまり、そこはやはり結論は、出発点は、税金を使ってでもやらなきやいかぬことだからやります。後始末は、税金を使つてもでも後始末をしなきやいかぬ。いずれにしてもです。やはりそれがこういう政策金融、公的金融のそもそもの存在意義でありますと、その部分については長らく批判がありました。特会だとか特殊法人、それから公的金融含めて、郵政なんかもそうだと思いますが、いろいろな世の中の批判にさらさられる余りに、本当に必要な部分まで、いやいや、もうそういうところには手を出しませんとか、あるいは赤字を出さないようにしますとか、出しても埋めませんとか。

言葉は余りよくなきのをお許しいただきたいんですが、最近の、最近でもないんですか、政府の

いろいろな政策、私ども、一つは、やつてから特区法案で一つ、このたぐいのいいというんですか、私は、本当に、むしろでもやらなきゃいけない、申しわけないのは埋めていきますと御指摘申し上げがない、わきを締めてことにむしろつながりええ格好しいはやう気が私はします。ですから、行革法

法のときも議論したんですが、私は二つあると思うんですねけつたふりですね。地域再生法御指摘申し上げました。ものものというものは、ええ格好いい格好しい。やはりそこ、じる本質、これはもう税金使ひかぬからやっています、最けれども、税金使つてでもここのいう迫力があつた方が、前ましたが、おかしなことはでしきちんとやつていますといかるんじやないかな、こういはりだめなんじやないかなと、

大臣の御認識、お渡辺国務大臣であるかは後ほどお聞きしますが、は地域間の偏りはどうか。地域間のばらつては、政府委員か○小川(淳)委員融公庫さんの関連この地域間の格差係、お教えいただけます。○香川政府参考人国民公庫では、

伺いしておきたいと思います。地域間のばらつきがどんなものか、政府委員の方からお答えをさせていただきます。

一般的に、政策金融という少ないものであるべきではないものがなぜ起きているのかについてお伺いしたいと思いますが、ばらつきについて、事実関係を伺いたいと思います。

国民生活金融公庫についてお伺いしておきたいと思います。

水準であるべきとおっしゃいましたが、この大臣の御認識、本当にそれでよろしいんですか。

○渡辺国務大臣 私は一般論を述べたわけでござりますが、今の答弁を聞きますと、政策金融の二一郎のある地域で高くなっている、こういう結果が出ていたのかと思います。したがって、政策金融というのはあくまでも民業補完に徹するという立場からいきますと、二一郎のあるところで比率が高いというのはそれなりに合理性があるかなと思います。

○小川(連)委員 もちろん民業補完、あるいは逆的に、こんな倍も公的金融があるということは、公的金融の方がむしろリードしているというようなケースもあり得ると思うのですが、当然の帰結だと思います。やはり税金を使ってでも、中小そ

いろいろな政策、私は二つあると思うんですねけれども、一つは、やつたふりですね。地域再生法それから特区法案で御指摘申し上げました。もう一つ、このたぐいのものというのは、ええ格好いいというんですか、いい格好しい。やはり私は、本当に、むしろ本質、これはもう税金使つてもやらなきやいかぬからやつています、最は、申しわけないけれども、税金使つてでもこれは埋めていきますという迫力があつた方が、前も御指摘申し上げましたが、おかしなことはでない、わきを締めてきちんとやつていますということにむしろつながるんじゃないかな、こういうええ格好しいはやはりだめなんじゃないかなとう気が私はします。

ですから、行革法のときも議論したんですけどもちろんやつてはいけないことは当然やらない、無駄もないようになります。しかし、本当にやられきやいけないところはいかなる批判にさらされうともやりますという迫力がこの法案から見れてないこと。その点についてはやはり、確かにい格好はしているんですけども、これでは事、進まないという気が私は依然しております。そし点、改めて御指摘を申し上げたいと思います。

私は、先週の質疑の中で、とにかくそこはわつてはならない部分だと思いました。そういう意味で指摘を申し上げたわけですが、もう一つは配事、ここも変えてはいただきたくないなどいところなんですが、大臣にお伺いしたいと思います。

○渡辺國務大臣 地域間のばらつきがどんなものであるかは後ほど政府委員の方からお答えをさせていただきますが、一般的に、政策金融というのでは地域間の偏りは少ないものであるべきではないでしょうか。

大臣の御認識、お伺いしておきたいと思います。

○小川淳委員 それでは、ちなみに国民生活金融公庫さんの関連でお伺いしたいと思いますが、この地域間の格差、ばらつきについて、事実関係、お教えいただきたいと思います。

○香川政府参考人 国民生活金融公庫についてお答え申し上げます。

国民公庫では、全国百五十二の支店を通じまして、地域や業種を幅広くカバーして、きめ細かな融資を行っているところでございます。全国に約三百八十万社の小企業がございますが、その三分の一に当たる百三十万社の企業に融資をしているところであります。

地域別に見ますと、都銀、地銀、第二地銀等の国内銀行、それと国民公庫の融資残高の構成比を見てみると、国内銀行の融資残高のうち五割超が関東地方でございますが、一方、国民公庫は関東地方では三割以下ということになつております。国内銀行の融資が比較的大都市圏に集中していることと比べて、国民公庫の融資は関東以外、九州、四国、その他そういうところに厚いものとなつております。

○小川淳委員 今大臣お聞きのとおりでございまして、いただいた資料をもとにやや補足いたしましたが、関東地方では公的金融は民間金融の半分以下の水準であります。これは九州や東北に行きますとその割合が逆転いたしまして、市中、民間銀行の貸出残高の倍近い、あるいは倍以上の公的金融の融資残高がある。これは九州とか東北。それから、四国とか中国地方ですと大体一・五倍ですね。

大臣、今御答弁の中で、全国、基本的には同じ

水準であるべきとおっしゃいましたが、この大臣の御認識、本当にそれでよろしいんですか。

○渡辺國務大臣 私は一般論を述べたわけではございませんが、今の答弁を聞きますと、政策金融のニーズのある地域で高くなっている、こういう結果が出てるのかと思います。したがつて、政策金融というのはあくまでも民業補完に徹するという立場からいきますと、ニーズのあるところで比率が高いというのはそれなりに合理性があるかなと思います。

○小川(淳)委員 もちろん民業補完、あるいは逆に、こんな倍も公的金融があるということは、公的金融の方がむしろリードしているというようなケースもあり得ると思うわけですが、当然の帰結だと思います。やはり税金を使つてでも、中大小から本当に零細事業、あるいは国民生活の基盤、教育資金それから一次産業、こういうところに対して金融を補つていくんだという腹なわけですから、当然、大都市部に比べれば地域、地方に対しても手厚い措置がとられてしかるべきだと私は思います。制度的な当然の帰結だと思います。

そこで、大臣、御答弁いただきたいんですが、一般論とか全国同じとかいうよりも、むしろ今回の統合は、合理化とか効率化というのが非常に大きなテーマだと思いますが、もちろんそれはそれで大事だと思いますが、統合後の合理化に当たっては、地域間のバランス、地域間の格差に対する配慮、政策金融がそもそも置かれている趣旨から考えて、私は地方に対する手厚くあるべきだと思いますが、大臣、いかがですか。

○林副大臣 今、国民金融公庫のデータを私も見ておりまして、委員がおつしやられたように、割合からすると大変国金の率が、国金と国内銀行の率が逆転するわけですが、逆に言うと、今までに委員が御指摘になつたように、国金の方は全国一律の基準でかなり偏りなくやつていただいているというのもこのグラフから見るとわかるわけでございまして、一律の、今まさにおつしやつた補完という機能を果たしていただいているなというの

がこの数値からも見えるわけでございます。

今後も、地域間の格差の是正というのが政策金融の目的そのものではないわけでございます。ですから、そういう政策目的ではなくて、政策金融が必要なところ、例えば生活衛生貸し付けとか、今委員がおっしゃったような零細のところの貸しおつけというものをきちっとやつていくことがこの政策金融機関の目的であるというのは、もううここで何度も御答弁申し上げたところでございまして、その結果として、まさにこのグラフにあらわれているように、足りないところ、地域に率としてはこういう形であらわれてくる、これが望ましいことではないかというふうに考えておるところでございます。

○小川(淳)委員 さすがに物は言いようといいますが、これが当然の帰結だというふうにとらえるか、あるいはうまく機能した結果だというふうにとられるか、そこはまさに、お互いこうして対峙していることの結果だと思いますが、やはり合理化とかあるいは効率化だとかいう価値観の対極にあるのが、この公的金融あるいは公的セクターのそもそもの役割だと私は思いますので、合理化を進められるに当たっては、ぜひその点、御留意をいただきた対応をこの場でお願い申し上げたいと思います。

○渡辺国務大臣 どこそこの事務次官だから自動的に総裁になる、あるいは理事長になるというこ

とは今後はあり得なくなるわけでございます。

革推進法の審議の際に小泉総理が言ったことあります、固定的に、事務次官だからトップにいる、そういう時代ではないんだ、官民のいかんを問わず、必要と認められる識見及び能力を有する者の中から適材適所で経営責任者を選任していく、こうおっしゃっているんですね。まさにそのとおりだと思います。

○小川(淳)委員 財務省にお尋ねしますが、国民金融公庫の総裁、歴代は自動的に次官を登用されていたんですか、お伺いします。

○香川政府参考人 私、任命権者はございませんので何とも申し上げられませんが、今大臣が申請されたように、適材適所で、必要な識見、能力を有する人が当時の任命権者から任命されたものと

思います。

○小川(淳)委員 大臣、どうごらんになりますか、今まで適材適所ではなかつたんですか。

○渡辺国務大臣 まあ見る人から見れば適材適所でありましょうが、別の角度から見ると固定的に事務次官ポストになつていて、あつたんだろうと思うんですね。したがつて、この公庫の問題に限らず、私自身が役所の中におりましては、大臣には、今回、本当に大変産みの苦しみといいますか、人材バンクについては非常に

産みの苦しみなんだと思いませんが、私は、この公庫の問題に限らず、私自身が役所の中におりましては、大臣には、今回、本当に大変産みの苦しみといいますか、人材バンクについては非常に

思いますが、私は、この公庫の問題に限らず、私自身が役所の中におりましては、大臣には、今回、本当に大変産みの苦しみといいますか、人材バンクについては非常に

うんですが、片方から見ると、さつきの最初の話に戻るんですが、この人たちに本当に経営判断が期待されていたんだろうか。

この点、合理化とか効率化とか、あるいは物によつては民营化という中で、ここはどうなつていいんだろうというのが一つ。もう一つは、それと対立する価値観ですが、効率化とか合理化とかいうものの対極にある価値観で、まさに行政的な判断、公益的な判断で融資を行つていただかなけれ

ばならない組織だという、ここバランスを本当にどうとつていくんだろうというのがこの人事にあらわれてくる話なんだろうと思います。

そこで、大臣には、今回、本当に大変産みの苦しみといいますか、人材バンクについては非常に

おもとの対極にある価値観で、まさに行政的な判断、公益的な判断で融資を行つていただかなけれ

ばならない組織だという、ここバランスを本当にどうとつていくんだろうというのがこの人事にあらわれてくる話なんだろうと思います。

そこで、大臣には、今回、本当に大変産みの苦しみといいますか、人材バンクについては非常に

いる。ここから天下りを初めとしたファミリー企業の問題がある。

ですから、根本は年功と終身雇用であります。これを公募とかなんとか、いろいろな形で本質的に解消していく以外に、こうしたうみを出していく方法はないことを御指摘申し上げて、質疑を終わさせていただきます。ありがとうございます。

河本委員長 次に、古本伸一郎君。

○古本委員 民主党の古本伸一郎でございます。

先週に続きまして内閣委員会で質問させていたところ、幾つかちょうどいいをいたしておりますので、その部分に沿いながら少しお尋ねをしてまいります。

それでは、理事の皆様にも御尽力をいただい

て、前回の当委員会で資料要求をいたしましたところをいただきましたけれども、その部分に沿いながら少しお尋ねをしてまいります。

それでは、理事の皆様にも御尽力をいただい

て、前回の当委員会で資料要求をいたしましたところをいただきましたけれども、その部分に沿いながら少しお尋ねをしてまいります。

海外に進出をする者に融資をしている実態はどうかとお尋ねしたところ、いただいた資料によりますと、国金庫は、融資先のうち海外に進出している事業者は数事例確認している、ただし進出状況についての理由がいま明らかになつていな

いという立場でありますので、そこを中心にお尋ねしたいと思います。

海外に進出をする者に融資をしている実態はどうかとお尋ねしたところ、いただいた資料によりますと、国金庫は、融資先のうち海外に進出している事業者は数事例確認している、ただし進出状況についての理由がいま明らかになつていな

いという立場でありますので、そこを中心にお尋ねしたいと思います。

海外に進出をする者に融資をしている実態はどうかとお尋ねしたところ、いただいた資料によりますと、国金庫は、融資先のうち海外に進出している事業者は数事例確認している、ただし進出状況についての理由がいま明らかになつていな

いという立場でありますので、そこを中心にお尋ねしたいと思います。

海外に進出をする者に融資をしている実態はどうかとお尋ねしたところ、いただいた資料によりますと、国金庫は、融資先のうち海外に進出している事業者は数事例確認している、ただし進出状況についての理由がいま明らかになつていな

いという立場でありますので、そこを中心にお尋ねしたいと思います。

海外に進出をする者に融資をしている実態はどうかとお尋ねしたところ、いただいた資料によりますと、国金庫は、融資先のうち海外に進出している事業者は数事例確認している、ただし進出状況についての理由がいま明らかになつていな

いという立場でありますので、そこを中心にお尋ねしたいと思います。

海外に進出をする者に融資をしている実態はどうかとお尋ねしたところ、いただいた資料によりますと、国金庫は、融資先のうち海外に進出している事業者は数事例確認している、ただし進出状況についての理由がいま明らかになつていな

いという立場でありますので、そこを中心にお尋ねしたいと思います。

のは中小公庫機能だけに関してである、こういうふうに訂正をしていただけですか。

○渡辺國務大臣 今現在、海外拠点を有する融資先がないじゃないかと。国金や農林公庫ですね。

数事例は確認されているということでござります。中小公庫の場合には四千社近く、全体の八%が海外拠点を持つているということでございますが、では、今ないからといってこれからもなくていいのかということも考えないといけないんですね。

御案内のように、大体十年ぐらい前から世界経済が一体化をしてしまいました。その結果、世界経済は、今絶好調に近い状態にあると思います。

国内経済を見てみると、世界経済とつながっては、残念ながら大変にしんどい状況にあるわけではありません。世界経済とつながっている企業は、中企業であっても結構もうかつていていますね。そういうことを考えますと、世界経済とつながってビジネスを開拓していくというのは、まさに、中小企業や農林漁業、零細企業にとつても一つの活路になるのではないかとおもいます。

なぜ世界経済が一体化したのかという背景の大きな要因は、IT革命なんですね。これによってグローバリゼーションが加速をしてきたということもあります。したがって、零細企業だから世界経済とつながっちゃいかぬ、農林漁業だからそれはできないんだということにはならないのではないか。

○古本委員 いや、議論をすりかえないと大さい。決して、中小零細あるいは農林漁業者が海外とのシナジーを求める 것을否定しているわけじゃないんです。そういう方が国内での業をさらに拡大して海外に出ていくことについて、なぜ、公金が、年間八百億円を超える補給金が入つておられる公的金融機関の機能としてやらないでいけないんですかとお尋ねしているんで

改めて、国金と中小、農林の、それぞれ根拠法の目的のところを少し精査してみました。それぞれ主語は、国金については「国民大衆が必要とするものを供給」すると。中小は「中小企業者の行う事業の振興」、こう書いてある。農林は「農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進」云々

こう書いてある。国協銀は「我が國」と、国が主語に変わるんです。「我が國の輸出入若しくは海外における経済活動の促進又は国際金融秩序」

云々と始まります。主語が違うんですけど、この主語の違つ三つ、どつちかといえばそれのミクロの事業者にスポットを当てた三つの公庫と、主語が「我が國」はと言つておられる国協銀、これを一緒にすると言つておられます。

小公庫、百歩譲つて、この八%、国際シナジーを今後広げていく、それに對し、公的資金も注入し補給金を受けているこの公庫がさそかし事業を支えていくんでしょう。では、この八%になんなんとする約四千社の会社は、海外に進出したことにによる現地で発生した利益を、国内に年間どの程度還元していますか、国税。

○岡本政府参考人 古本委員の御質問にお答えいたします。

現行の法人税法上、海外に進出した内国法人が海外で稼得した所得について、国内外の所得を分けて所得金額を計算することとはされておりませんことから、委員御指摘のようなデータは、当局においては把握しておりません。

○古本委員 ないんですよ。現地法人なのか本社の支店などの扱いによつても、現地で発生した益金の扱いあるいは投資したお金の回収の仕方、これは千差万別だと思います。ですから、一刀両断になかなか切ることはできかねますよ。

三公庫の累積の欠損金ということで、これは一兆四千九百三十七億円。ただ、これは累積の欠損金ということであります。要は利益剰余金でありますので、それが結果としてマイナスになつたということで、欠損金という言い方だと思いますね。他方、国際協力銀は六千六百億円になる益金が出ている、剩余金が出ている、こういう認識であります。これがよろしいですか。

○鈴木政府参考人 ただいま委員から御指摘ございましたように、これは十七年度の民間企業貸借対照表

さに国民の血税を、年間八百億円以上ですか、補給金をしてきて、方々が使われる言葉で言えば卒業して、やがてO.Bとなつたときに、まさに国を挙げて支えたかいがあつたな、親孝行だな、こういう解釈もあるんでしょう。ところが、海外に進出していった企業を、卒業じやないんですよ、今は支えてもらつてある会社を今後ともやっていくんだ、しかも、そのシナジーは農林公庫も、そして国庫にも広げていくんだと。それが、中小零細、そして生活関連が多いですね、散髪屋さんや飲食店、そういう方が中心ですよ、国庫は。それから、農林も、専ら国内で農業を営んでおられる方のいろいろな事業資金を融通していると承知していますが、その人々が、国協銀と一緒に得られたシナジーの効果としてリターンが日本にあるんだ、こう言うのならまだわかります。それをかる物差しもないんです。何を根拠にそのシナジーを今後求めてこういう公的金融機関がやつていかなきやいけないのかということについて、いま合点がいきません。

そこで、立場を申し上げた上で、もう少し数字を確認したいんですが、累積欠損金もいただきました。大臣のお手元にも行つておるんだろうと思いますが、これも理事の皆様に御尽力いただいて資料が出てまいりまして、ありがとうございまして。まことにから、委員御指摘のデータは、当局においては把握しておりません。

○鈴木政府参考人 一本でまとめるのもいたしましたけれども、それぞれの勘定ごとにも出しますので、すべてそれは公表させていただくことになります。単純にこの十七年度末のを合計いたしました、国際協力銀行も六千六百七億を出しまして、その後に、統合しました一本のBS、貸借対照表をお示しすることになろうかと思います。

○古本委員 要するに、一本でまとめて出せば、マイナスになるじゃないですか。

○鈴木政府参考人 組合しました後でございますけれども、それぞれの勘定ごとにまず出すことに回統合を予定しているものでございますけれども、利益剰余金といたしまして六千六百七億でございます。

○古本委員 では、これは統合した後には、貸借対照表上、この四公庫はどういう形に表現されますか。四公庫の累積欠損金という表現になりますか、それとも三公庫プラスワンという形になりますか。

によつて、それぞれの、国際協力銀行と、国金も、中小も、農林も、米一俵売つて、輸出して、農林とのシナジーがあるんだと言つたんです。そうすると、やはり輸出はリスクが伴いますよ。海外で現法をこしらえていくということはなかなか大変なことです。そういうリスクをしないながらも海外に進出していくということは、まさに企業家としてすばらしいことです。チャレンジングなことだと思います。私はこれは支持しますよ。

ただし、他方でリスクをとらなきやいけない。

これは、貸し主は、公的資金が入つているわけでありますから、国ですよ。国が、そういう貸出先に対し、シナジーがあるんだと言うことは、合わせわざ一本でこの会社の本質を今後見ていかなければいけないんじゃないんですか。

事業はシナジーなのに貸借対照表は別に出すというのは、これは極めて論理矛盾だと思いますが、大臣いかがですか。

○林副大臣 まさに委員御指摘のところは非常に理解できるところでござりますが、今、最後にと言いましたが、当然、一機関になりますから、財務諸表は一本つくるわけでございますね。まさに勘定を区分するということでござりますから、一本の財務諸表がありますけれども、その内訳はそれぞれこういう勘定ですというのが正しい方だうなというふうに今聞いておりました。

○古本委員 ここは大事ですよ。国際協力銀行とのカップリングが水と油だという指摘を冒頭したんです。いや、水と油じゃない、シナジーがあるんだとおっしゃつたんです。では、そのシナジーの部分の事業の成績がよかつたのか悪かったのかということの分析は、最終的にそれぞれの事業を一本にした形での決算なり貸借対照表なりを出してこないと、これははかれませんね。シナジー効果がわからない。

ですから、旧農林公庫事業部とでも便宜上言いましよう、その事業部は相変わらずの赤ですよ。だつて、収支差補給をしてほしいと総裁は

おつしやつたし、すべきだと私も思います。これは先ほどの小川委員と同じ立場です。しかしながら、その農林が、国際シナジーを、国際協力銀と一緒にすることによつて得て、結果的にこの会社の財務の本質としてどう変わつたかは、これは合算しなければわかりませんよ。

したがつて、区分経理を引き続き四つ行うということについては、大臣の言われたシナジーと極めて相矛盾しますが、いかがでしょうか。大臣です。

○林副大臣 区分経理をすることと、トータルで最終的に数字が出ることと、それから、先ほど来御議論のあつたシナジーとは、それそれやつていけばいいのではないかと思つております。

委員が御指摘のように、シナジーというのは、

例えば農業の勘定の中に入つている政策金融の方で、先ほど大臣が御答弁あつたように数例あると、いふことで、出ていく人にどういうノウハウを提供できるのかということでございまして、当然それは農業者に対する融資であれば、農業の今やつているような政策金融をやるということをございますが、そこに国際協力銀行で培つたノウハウや支店網から来る情報等を提供することによって、さらに活力に満ちた展開ができるいくとこうことを目指していく、こういうことであろうかというふうに考えております。

○古本委員 それではお尋ねします。

今現在、財投に依存しておる資金調達の状況であります、これは今後、財投機関債を初め、財投から少し卒業していく、依存度を少し削つていかうと、いきなりは無理です。それをいつまでにかという数字も求めましたが、これは今現在出でます。これが今後、財投機関債を初め、財投から少し卒業していく、依存度を少し削つていかうと、いきなりは無理です。それをいつまでにかという数字でござります。

○古本委員 これまでのJBICの、起債をする機関として出していく、こうしたことになろうかと思います。

○林副大臣 これは、先ほどから委員も御指摘の機関として出していく、こうのことになろうかと思います。

その場合に、最終的に、よく世上で言われているように、トツプダウンかボトムアップかと。政

府との関係の近さを、いろいろな条文やいろいろな閣議決定等々から読み込んで、これは政府どこのぐらいの距離にあるので、こういう格付になると、いうのがトツプダウンでございますが、そういうふうな見方を市場でされますと、これは目論見書にどの事業ということを書く意味合いというものがボトムアップでやられるときよりも多少薄れてくるのかな、こういうふうに思つておりますが、そ

ざいますが、実はその中で、全体の財投改革で百三十兆円を超える圧縮を目指しております。その中で、百十兆円については、今委員が御指摘のあったような機関債等いろいろ活用して、何とか達成されると、残りの二十兆円につきまして、まさに今我々がここで御提案しております政策金融証券化、政府保証の一段の活用という追加努力で改革などを適切に対応するとか、既往の貸付金の残りの二十兆円はやっていきたい、こういうふうに思つておるところでござります。

○古本委員 今後努力していくことと承りましたが、そのときに、もう一度事務局で結構ですよ、合算で一本で出した貸借対照表、利益剰余金、仮に、便宜上、今この四公庫を合わせたら幾らになりますか。

○林副大臣 利益剰余金、今、国民公庫がマイナスの四七六五、それから中小公庫がマイナスの九七四五、農林漁業金融公庫がマイナス三七七、それからJBICが、先ほど委員が御指摘になつたようにプラスの六六〇七、いずれも億円でござりますので、大体マイナス八千ぐらいでしようか、そういう数字でござります。

○古本委員 統合後は、財投機関債は、それぞれの事業部門単独で出されますか。それとも、株式会社日本政策金融公庫債として一本で出しますか。

○林副大臣 これは、先ほどから委員も御指摘の機関になりますから、当然一つの機関として出していく、こうしたことになろうかと思います。

○古本委員 これまでのJBICの、起債をする際の格付は下がりませんか。

○林副大臣 今、市中では、JBIC、それから農林公庫、それぞれ格付をいただいて、いろいろな金利の情勢によってそれぞれグラフがあるわけございます。機関債というのも社債になりますから、当然、社債を発行するときは目論見書的なものを出していくことになろうか、こういうふうがわからぬ。

その場合に、最終的に、よく世上で言われているように、トツプダウンかボトムアップかと。政府との関係の近さを、いろいろな条文やいろいろな閣議決定等々から読み込んで、これは政府どこのぐらいの距離にあるので、こういう格付になると、いうのがトツプダウンでございますが、そういうふうな見方を市場でされますと、これは目論見書にどの事業ということを書く意味合いというものがボトムアップでやられるときよりも多少薄れてくるのかな、こういうふうに思つておりますが、そ

れはまさに、今後、この新しい経営陣できちっと御検討して、一番いい資金調達をやつていただきこう、こういうふうに考えておるところでございます。

〔委員長退席、戸井田委員長代理着席〕

ちやつた、こういう感じですよね。これは、きょう現在、今現在、まだこの問題はクリアになつてないということを指摘して、最後に、国金の教育ローンの問題なんですね。

にいいのかとお尋ねしたところ、「これもふにやぶるにやされておられる。」
ミドルの、真ん中ぐらいの話も、もう一つ付言しますと、随契の問題は大きいですよ。これは、

したがつて、天下りの可能性も残している。そして、こういう隨契の話も明らかにしていただきたい。こういう真ん中からミクロぐらいの小さな話を言つたってこんな程度ですよ。財投の出

(委員長退席、戸井田委員長代理着席)

ね

で、随契先の名前を公表できない理

ました。

と思ひます

で年収幾らかというゾーンを決めていくというこ

約書上、出せないこと

業補完というふうに言うてはりますが、民間が何

お尋ねしたところ、これはシナジーだということを言わされたから、これまでずっと詰めてきているんです。そして最後のシナジーの結果は、まさに通信簿として、その会社の決算である貸借対照表に出るわけですよ。これをなぜ一本にしないんですかというと、いや、一本にしますと。一本にしたらどうなりますかとすると、赤になりますと。一天にわかに、四行一緒になつた途端に八千億の欠損金ですよ。

○古本委員 これは年間、一体何人借りているん

えないかという、そ

も、民間金融機関から同じ条件で融資を受けてい

決める数字もないんですよ。

したがいまして、

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

そういう場合に、赤字になつたところにこれまでの条件で貸してくれるのだろうかという懸念からお尋ねしたところ、個々の事業でそれは判断するのである、こういう答弁をいたしましたが、これまで J B I C が低利で調達できていたらう部分が、この三つの公庫と一緒にすることによって条件が変わらるようでは、これは本末転倒ですよ。改革を称しながら、実は改革がバックギアに入つ

閣議決定とおっしゃる、それは閣議を御信頼申し上げますけれども、少なくともここで、賛否を問われるこの場で、年収幾らの人が今度借りられなくなるか、その影響度合いはどのくらいなんですか。という議論もない中、賛否なんかこれは判断できないです、これはミクロをとっても、マクロの、財投の出口改革に当たるのか、そのカツピーリングとして国際協力銀と一緒になることが本当

事業部制の会計が残ります。そこに、今いらつしやるこの方々が、属ボスト的ではなくて、属人的にいい人であれば行つてもらえばいいという、その可能性も残していますよね。事務次官だからといってこうだという、天下りだというのはやめますとはおっしゃっていますけれども、いい人であればいいわけでしょう。

今御指摘の中小企業金融公庫の一般貸し付けでござりますけれども、一昨年の十二月に閣議決定されました行政改革の重要方針の中で、ちょっと読み上げますけれども、「一般貸付は量的補完であり、国全体として資金不足であった高度成長期とは異なり、資金余剰になつてゐるので、中小企業といえども、量的補完は国が行う必要はなくなりつております。」というようにも決まっており、撤退する」というふうに決まつております。

第一類第一号 内閣委員会議録第十四号 平成十九年四月二十四日

るところでございます。

さらに、昨年の通常国会で成立いたしました行政改革推進法において、一般貸し付けを廃止する旨の規定がされているところでございます。先生御指摘の、一般貸し付けは廃止するというのが既に決まつておるわけでございます。

そこで、中小企業者にとつて悪い影響が出ないようについて、我々も、これまで、既に決まつておるわけでございます。そこで、中小企業者にとつて悪い影響が出ないようについて、我々も、これまで、既に決まつておるわけでございます。

ささらに、平成二十年の十月の新機関への統合時に一般貸し付けがなくなるということは既に周知を図つておるところでございますし、さらに、政策的に新公庫が対応すべき分野については、特別貸し付けをつくりまして適切に貸し付けをしっかりとやつしていく、こんなことを今考えているところでございます。

さらにも、民間の金融機関からなかなか金が借りられないんじやないかという御指摘でございますけれども、中小企業の発展のためには、中小企業への資金供給の九割は現在でも民間金融機関でございまして、民間金融機関からの円滑な資金供給というものが不可欠でございます。例えば、金融庁において設置されております金融審議会の中でも、地域密着型金融という報告書を出しておられます。(吉井委員「要するに、これまでどおり受けられるかどうかを聞いてるんで」と呼ぶ)はい。民間金融機関の方も、中小企業にしっかりと対応していただくようにお願いをしているところでございます。

〔戸井田委員長代理退席、委員長着席〕

○吉井委員 締小し、それを周知を図るという言い方とか、いろいろやつても、要するに一般貸し付けをなくすということなんですから、そうすると、中小企業公庫の一般貸し付けの融資条件と民間金融機関の平均的な中小企業向けの貸し付けの

融資条件が同じであつて何ら心配ありませんといふ話なのか、それとも、融資条件が変わつてくるものになるのかということが問題なんですよ。変わらないんですね、あなたのお話では。

○近藤政府参考人 民間の融資条件と政府系金融機関の融資条件は、やはりそれは、それぞれの機関での仕組みの違いがございますので、民間の融資の条件と同じことにはならないというよう理解をしております。

○吉井委員 だから、融資条件がよくなるという保証はないし、維持される保証もないわけですよ。

現在、民間金融機関は、少しでも高い金利を取ろうと躍起になつておるわけですよ。例えば、カードローンとかクイックローンに力を入れているのがその証拠ですが、クイックローンによる融資が急速に浸透してきておると言われておりますが、クイックローンの特徴についてちょっとと聞かせてください。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

クイックローンと申しますのは、財務諸表などをデータを活用いたしまして、融資の可否を定量的かつ短期的に判断する貸し付け手法を示しておりますところだと理解をしておるところでございます。

○吉井委員 お答えを申し上げます。

クイックローンと申しますのは、財務諸表などのデータを活用いたしまして、融資の可否を定量的かつ短期的に判断する貸し付け手法を示しておりますところだと理解をしておるところでございます。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

クイックローンと申しますのは、財務諸表などをデータから統計的に算出した倒産確率等で融資審査を行う、短期間に融資審査を行う、さらに、審査の多くの部分が自動化されているという特色があるわけでございます。

○吉井委員 要するに金利は高いんです。

白書では、クイックローンを現在利用していい企業のうち九四・七%は、今後もクイックローンを利用するつもりはないとかできれば利用しちゃないと回答しているわけですね。なぜですか。なぜそんなに評判が悪いんですか。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、クイックローンの場合には、メリットもあるわけですが、一方でメリットとして、過去の実績、過去の財務状況の評価といったものでございますとか、そういう機械的な計算、自動的な計算をするということとござりますので、中小企業が新しい事業活動を行なつていくと思うんですね。

いうことになつておるんですよ。

二〇〇六年の中小企業白書を見てみると、リスクに見合つた水準の金利を払う無担保無保証借りた金利の点も含めて御判断をされると、入れとしてクイックローンが急速に浸透していることが出でておりますが、その調査の中で自己資本比率の低い企業においてより浸透しているとされて、貸付金利は、回答した企業の五二・〇%が通常の民間金融機関からの融資よりも高いと回答していますね。

つまり、中小企業においては、リスクに見合つた水準の金利ということでお、一般貸し付け廃止の結果、通常の融資よりも、また、通常の民間金融機関からの融資よりもさらに高い金利が課せられてくれる、こういう傾向にあるということはつきりしているんじやないですか。これは一言で結構です。

○近藤政府参考人 政府系金融機関に比べてクイックローンの金利設定が、私どものアンケート調査によりますと、高いという企業が五二・〇、大体同じだとおっしゃつたところが三五・八、それから、通常の金利より低いんだといった企業が一二・二というデータであつたことは事実でございます。

○吉井委員 だから、要するに金利は高いんですけど、民間金融機関が低利、固定、長期の融資をしているから、民間金融機関は金利の方も一遍に引き上げることはできない。政府系金融があつて、そこが頑張つているものですから、民間がやはり勝手なことはできない、ということも大事な要素としてあります。

○近藤政府参考人 お答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように、クイックローンが市場と中小企業の経営が成立していく上では非常に大事な役割を果たしてきたということを私はきちんとやはり見なきやいけないと思うんです。

三井住友の金利デリバティブの商品の押しつけ販売もそうなんですが、今銀行というのは、少しでも中小企業から利益を吸い上げよう、吸い上げよう、もう随分やつてますよ。民業圧迫などといつて、政策金融をなくして、民間にできることは民間にというのは、結局、中小企業金融については高い金利の融資に置きかえるということに

の資金ニーズには対応できない、このようなデメリットを考えおられるのと、それから、今御指摘のあつた金利の点も含めて御判断をされると、中小企業の方々になかなか難しいという判断をしておられるんだ、このように理解をしておるところでございます。

○吉井委員 要するに、中小企業については、経営面でも技術開発でも底辺を支えているわけですから、そこが発展してこそ日本の経済全体がうまくトして、そして中小企業に頑張つてもらつて地域経済を発展させるということが、また物づくり分野でも技術開発でも底辺を支えているわけですから、そこが発展してこそ日本の経済全体がうまくいくようになるわけですよ。

だから、創業期にどうするかということについても、長期にわたる経営、これまでの状況にもらいしておられるんじやないですか。これは一言で結構です。

○吉井委員 要するに金利は高いんですけど、民間金融機関なんかどんどん走つていきなさいと、とんでもない話だというふうに思うんです。

それで、中小企業金融の実態というのは、政府系金融機関が低利、固定、長期の融資をしているから、民間金融機関は金利の方も一遍に引き上げることはできない。政府系金融があつて、そこをばんと捨ててしまつて、これからはもうクイックローンなんかにどんどん走つていきなさいと、とんでもない話だというふうに思うんです。

それで、中小企業金融の実態というのは、政府系金融機関が低利、固定、長期の融資をしていることはできない、ということも大事な要素としてあります。

○吉井委員 だから、要するに金利は高いんですけど、民間金融機関が低利、固定、長期の融資をしているから、民間金融機関は金利の方も一遍に引き上げることはできない。政府系金融があつて、そこが市場と中小企業の経営が成立していく上では非常に大事な役割を果たしてきたということを私はきちんとやはり見なきやいけないと思うんです。

三井住友の金利デリバティブの商品の押しつけ販売もそうなんですが、今銀行というのは、少しでも中小企業から利益を吸い上げよう、吸い上げよう、もう随分やつてますよ。民業圧迫などといつて、政策金融をなくして、民間にできることは民間にというのは、結局、中小企業金融については高い金利の融資に置きかえるということに

だから、こういう法案を出すからには、そういうふうにはならないんですという歯どめをきちっと持つておらなきやおかしいと思うんですが、何

か歯どめはありますか。
○近藤政府参考人 今先生おっしゃいましたように、日本の中小企業、四百三十万の中小企業が日本
本の産業の競争力の源泉である、日本経済を支え
る生命線であるということは、全くおっしゃった
とおりでござります。

和どもも 中小企業金融公庫や日本金融公庫で、金融危機とか災害時における金融のセーフティーネットでございますとか、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資、さらには事業再生や創業の支援といったことを含めて、民間金融機関では対応することが困難な分野に取り組んでおるわけでございます。我が国中小企業の発展に大きく貢献をしているところだと思っておりま

の融資もあつて地域経済に貢献してきたというのが日本経済のいいところだったと思うんですが、そこでは政府系金融機関の融資をきちっとやつていかなきゃいけないのに、それを縮小するということは全くないということを言っておかなきやならないと思うんです。

民間補完とか民間補完とおっしゃるんだけれども、そこで言っている民は民間中小企業の民じやないんですよ。民間大手銀行や大手サラ金の民になつてしまっている。私はそういう民間補完というのは本当におかしいと思うんですよ。民間の中企業を支える、その点では補つて全きものにしていくという補完、なぜそういうことをやろうと考えないので。民間補完といいながら、全く逆立ちしてしまっているということをまず言つておかなきやならぬと思います。

次に、公的融資が十分にあつてこそ金利暴走で止めをかけることができる、その最も典型的な例の一つが私は教育ローンだというふうに思うんです。

高等教育を受ける権利が国民ひどしく保障され
るためには、法律上の文言だけじゃなしに、やは
り経済の実態においても保障されなきやいけない
と思うんですよ。学費等がもつと安くあるべきだ

と思うんですが、公的奨学金も給付制にして、低所得層の学生も勉学の道に励めるように、それを支援していくというのは非常に大事なことだと思ふんですが、そうなつていらない根本原因是、諸外国と比較しても飛び抜けて教育予算が低いということはありますけれども、しかし、この法案では、その貧困な教育予算を文字じろり補完する

○香川政府参考人 今般の政策金融改革の議論におきましては、現行四機関の業務につきまして、縮小するということがうたわれて、なぜ縮小をするのか、政府参考人に伺います。

題があると思うんです。

今回、国民公庫が行つてゐる国の教育ローンを縮小するということがうたわれて、なぜ縮小をするのか、政府参考人に伺います。

民業補完の観点から見直しを行つた、その上で、民間金融機関により対応できると判断されたものについては、業務の廃止、縮減をするということ

とされたところでござります。
国民公庫の教育資金貸し付けにつきましては、
低所得者の資金需要に配慮しながら所得制限を引
き下げるということとされておりまして、この
旨、行革推進法等に定められているところでござ
います。

今後、どの程度引き下げるのかということになると、いましては、見直しによって民間金融機関からも、公庫からも借り入れを受けられない層が生じてしまうことのないよう、十分考慮していくことが重要と考えております。

借り入れを受けられない層が生じてしまうことのないよう十分配慮をして決めていくということにほかならないわけでございます。

○吉井委員 大体、漫談のような答弁をしてもらつたら困るんですよ。これは、厚生労働省の方にして何にしても、低所得層という低所得者としてはどういうものかというのは、一定の考え方というのは政府の方で持っているのに、あなた方が答弁の方で漫談みたいなことを言つたら、本当に困りますよ。

当に国会審議というのはでたらめなものになりますよ。けしからぬと思いますよ。

ある場合に、学生一人につき二百万円以内ということで融資をしております。

○吉井委員 そうすると、この九百九十万とか業所得者で七百七十万という上限額以下だつたら教育ローンについて融資をするということですか
ら、これは政府の判断として、それだけの所得

要するに九百九十万とか七百七十万というのは、これは低所得ということで考えて進めていくとい

うことでいいんですね。

ぎるのではないかという議論があつて、これを下げるという議論になつておるわけです。

その収入のレベルですと民間からも教育ローンが出てるということで、年収だけじゃございま

せんけれども、そこを下げるいくことを今後考えなきやいかぬということになつたわけです。

○吉井委員 教育を支えるということは、この國が低所得でないからもつとこれを引き下げるとい

う今のお話ですけれども、実際それで二人の子供さんが下宿して大学へ行つて、どれぐらい負担が

10

うことを考えたときに、今のは発想は、だから教育ローンはもう縮小していくんだという発想は、私は、これぐらいの層でも高いから、もつと低い層に引き下げるんだということになってしまったからして、本当に深刻な問題になつてくると思うんですよ。それなのに、そういう方向へ行こうとするわけですか。

○香川政府参考人 民間銀行の教育ローンも出ているような層については、そこを見直そうということでおっしゃいますが、所得制限引き下げに当たつて、今おっしゃいましたように、子供の人数でありますとか、それから、民間ローンの場合には申込人の勤続年数とか負債状況等で拒否するケースがあるというようなことも伺つております。

そのような実情をしつかり把握した上で、先ほど申し上げていますように、見直しによって民間金融機関からも公庫からも借り入れを受けられない層が生じてしまわないよう考慮しております。

○吉井委員 教育ローンは民間ができるかどうかという問題ですが、諮問会議で、民間でもできるなどと委員や財界代表が言つていたことは知つておりますが、インターネットで教育ローンのサイトを開きますと、大手銀行からプロミスなどサラ金までが、教育費への無担保融資というのをやつております。

民間金融機関が行つている教育ローンについて、うんと高い金利の状態でいいますとどれぐらいですか。

○香川政府参考人 全部を把握しているわけではございませんが、公庫の金利が三・三%という固定金利であるのに対しまして、民間の場合には二%台から六%台までのバラエティーがあるようございます。

○吉井委員 プロミスのフリー・キャッシングなどの教育ローンが紹介されておりますが、高い金利では一七・八〇〇%から二五・五五〇%ですよ。では、低いと考えられる大手の教育ローンで

は、金利は大体どれくらいのところですか。

○香川政府参考人 私どもが把握している限りでは、二%台ということです。

○吉井委員 三菱東京UFJ銀行の教育ローンは、無担保で、これは金利の低い方なんですねけれども、変動型で四・六二五%，固定型で六・六二五%ですよ。民間の教育ローンの金利というのは、大体こういう水準なんですよ。

一方、国民金融公庫の国の教育ローンの金利ということでは、先ほど三%ぐらいとおっしゃつたんですか。ですから、それに比べると、民間銀行の教育ローンで大体二倍、あるいは二倍以上高い。さらには、紹介されているような、中にはいろいろなのがありますけれども、これは三井住友銀行グループのアットローン、教育ローンのところで紹介されていますが、一五・〇〇から一八・〇〇%とか、本当に、それが実際にはクレジット会社やローン会社が設定している教育ローンの実態だと思います。

国民金融公庫の国の教育ローンの金利からすると、これは、所得が高いからもうこつちは縮小だと思うんです。

○吉井委員 と本当に貸してもらえないということになることと本当に深刻な問題が出てくると私は思うんですけど、そういうことは全く検討したことはないんですけど、それは、所得が高いからもうこつちは縮小ですか。

○香川政府参考人 民業補完の観点から、所得制限は下げますけれども、先ほどから申し上げていますように、資金需要でありますとか民間の教育ローンの提供の状況というものを勘案して所得制限を下げていくことだらうと思います。

○吉井委員 民間大手銀行が、大手の消費者金融で、いわゆるサラ金などへ融資している金利は大体二%以下ぐらいなんですよ。これは、ちゃんとここにも金融庁からの資料もあります。一方、教育ローンというのは、安くても保証料などを含めると四、五%なんですよ。だからそれを、国の方の教育ローンを、これはもう縮小だと、あるいは所得制限をどんどん設けるとなれば、八百万、九百万といつたって、子供が二人下宿して大学に

行くとなつたら、本当にこれは大変なんですよ。そういうことも考えないで、簡単にそういう政策金融を切り捨てていくというのは、私は本当に大変なことをやろうとしていると思うんです。

今、教育格差が問題になっているときに、年収八百万、九百万の所得が高いということになるのかどうかですよ。学生を抱えて暮らしていく上で余裕はありませんよ。それが実態です。無理してその分を支出すれば、今度は老後の生活設計にかかるつくるわけですよ。老後の生活が大変になれば、結局、国の支出をふやさないことには国民の老後を保障できなくなる。目先の改革で全体を見直す。

さつきから言つていますように、民間補完とかいうことで貸してもらえないということになる民業補完と言いますけれども、この民間の民といふ字は、本来ならば国民の民でなきやおかしいと思うんですよ。だけれども、これは今、民間大銀行とか民間大手サラ金業者の民になつているじゃないですか。私は、これは全くおかしいと思うんです。

大臣、最後に伺つておきますが、教育資金貸し付けを縮小しても、実は、予算規模全体からすれば、それほど大きなものじゃないんですね。二〇〇五年度の実績で見れば、十七万二千件で総額二千二百三十七億円の貸し付けですが、一人当たり百三十万円ぐらいなんですよ。公庫の教育ローンを受けている世帯のうち、六百万以上ぐらい、全部で八百四十八億ぐらいの貸し付けということになりますけれども、米軍のグアム移転に大体なつてきますけれども、米軍のグアム移転に国際協力銀行などが六十億九千億ドル、七千二百億の資金提供を約束する。一方で、なぜこれぐらいいの規模の国民の教育ローンの廃止に走つてしまふのか。これは、とてもやじないけれども、そういう政策そのものがおかしいということを私は言わざるを得ないと思うんです。大臣、そういう政策金融のゆがめ方と、いうのはやめるべきじゃないですか。

○渡辺国務大臣 教育ローンについては、やはり政策金融のあるべき姿として、民業補完の観点は避けがたいと思います。民間金融でも、例えば私の地元の板木銀行などは、二・七五%から三・七五%の変動金利で教育ローンをやっておるようですね。したがつて、こういう民間のローンがござりますので、政策金融はあくまでそれを補完するということであらうかと思います。

いずれにいたしましても、民間からも借りられないので、そういう層が出てこないようには低所得者の範囲については配慮をしてまいりたいと考えます。

○吉井委員 低所得者層への配慮と言うけれども、そもそも低所得者層が何とかわからないといふのがさつきの答弁ですからね。だから、全く言つてることが私は余りにもひどい漫談調の答弁だというふうに思うんですよ。

国民の民なんか民間中小企業の民なんか、それとも、民間大手銀行や民間大手サラ金業者の民間の民なんか民間大手サラ金業者の民間の民なんか。民業補完が今そつちの方に行つていてが、政策金融をゆがめ、おかしいことになつて行くということを指摘して、質問を終わります。

○河本委員長 次に、後藤田正純君。

○後藤田委員 このたびの新公庫法案の議論で、やはり行革という言葉に皆さんかなり心配され、また誤解もあるらうかと思います。おっしゃりたい御意思、民業圧迫をなくすだとか行政改革をしていくんだという姿勢はわかるんですけども、やはり中小企業団体の方々や零細の生活衛生同業組合の方々を初め、また教育費もなかなか払えないようなそういう弱い立場の方々等々、いろいろな御心配をされております。ただ、それを払拭するのは、当委員会のメンバー、立法府であり、また大臣のきょう最後の三十分の答弁である、私はそう思つております。

大体、行革か政策か、そういう二元論というのは、これはおかしな話であり、行革も当然必要であります。そして同時に、政策金融も必要ですか。

○渡辺国務大臣 教育ローンについては、やはり政策金融のあるべき姿として、民業補完の観点は避けがたいと思います。民間金融でも、例えば私の地元の板木銀行などは、二・七五%から三・七五%の変動金利で教育ローンをやっておるようですね。したがつて、こういう民間のローンがござりますので、政策金融はあくまでそれを補完するということであらうかと思います。

いずれにいたしましても、民間からも借りられないので、そういう層が出てこないようには低所得者の範囲については配慮をしてまいりたいと考えます。

○吉井委員 低所得者層への配慮と言うけれども、そもそも低所得者層が何とかわからないといふのがさつきの答弁ですからね。だから、全く言つてることが私は余りにもひどい漫談調の答弁だというふうに思うんですよ。

国民の民なんか民間中小企業の民なんか、それとも、民間大手銀行や民間大手サラ金業者の民間の民なんか民間大手サラ金業者の民間の民なんか。民業補完が今そつちの方に行つていてが、政策金融をゆがめ、おかしいことになつて行くということを指摘して、質問を終わります。

○河本委員長 次に、後藤田正純君。

○後藤田委員 このたびの新公庫法案の議論で、やはり行革という言葉に皆さんかなり心配され、また誤解もあるらうかと思います。おっしゃりたい御意思、民業圧迫をなくすだとか行政改革をしていくんだという姿勢はわかるんですけども、やはり中小企業団体の方々や零細の生活衛生同業組合の方々を初め、また教育費もなかなか払えないようなそういう弱い立場の方々等々、いろいろな御心配をされております。ただ、それを払拭るのは、当委員会のメンバー、立法府であり、また大臣のきょう最後の三十分の答弁である、私はそう思つております。

大体、行革か政策か、そういう二元論というのは、これはおかしな話であり、行革も当然必要であります。そして同時に、政策金融も必要ですか。

る、これは当たり前の話である。大臣も、金融危機対応での過去のさまざまな活動、御発言、そしてまた地元に足利銀行を持たれて、いろいろその点についても、政策金融の重要性についてはだれよりも思いが強い、私はそう思つております。

そしてまた、前金融副大臣として、貸金業規制法につきましても、弱者に対する配慮を旨とした法律を成立させたときの副大臣であるということをございまして、弱者に対する金融政策のあり方について見識を持たれているということは、私は一番よくわかつております。

その中で、先ほど来も、またこの長い委員会の質疑の中でも、与野党ともに出ている議論でござりますが、合併をする、その連結する効果、シナジー効果、そういうことも当然考えられると思いますけれども、一方で、連結による負の効果といふことも当然考えられると思います。

旧五機関のそれぞれの決算が一つにまとまつたときに赤字である、一方で資源エネルギーでの大きな海外を中心とする政策金融をやつてはいる、一

方で中小企業の政策金融をやっている、全体で赤
だったら、では全体を改善していくのかというこ
とになると、これは大きな間違いを生むというふ
うに思っております。そういう意味で、両方とも
大切でございます。国際金融も中小企業や弱者に
対しての政策金融も、必要だと思います。

その中で、日本における中小企業、零細企業の
方々に対し、今回の新公庫法案は、その以前の
基本法でございます改革推進法の附帯決議にも書
かれてる資金需要に質、量とも十分な財政措置
等を行うという趣旨と同じく、この推進法に基づ
くその趣旨をしつかりと踏襲していく、その思い
は変わらないかということを、まず冒頭、大臣に
御質問させていただきます。

間金融機関の動向や地域経済の実情を十分把握し、政策金融として必要なところに資金が的確に

識をしていただきたいというふうに思います

すね

し、政策金融として必要なところに資金が的確に供給されるよう運営していくことが重要であると考えます。

教育だとかその配置について万全を期すという思想がある

までも十分に果たされたとは私は思つております。その証拠に、事業者金融をしている大手、中

が生命線であるということはそのとおりだと思いまします。

なし公務員の担当の方やそれを管轄する政府、公務員の皆様、本当にどう思っているのかなと私は

な議論がありますけれども、また行革もそうであります。本来、そんなことを言われないようにな

策や実情に精通した人材の確保、養成が行われ、利用者と直接接する窓口に適切に配置されることが、削減するべきである。

すね。
その中で、これからも、これからはですか、民

営業のための能力を有する職員の配置及び育成を可能とするものとする。」と規定されています。(きらんとして)

「此経済」でからくらしの美界の人々をうするというわけではありませんけれども、そういう業界がもうかつて新公庫の貸し出しを縮減す

の言質は残りますので、丁寧に読んでいただいて
結構です。よろしくお願いします。

くになります。政局も要らなくなる皆さん方が自分で自分の存在を否定するということになります。大臣に言われるまでもなく、私は、役所の方

話になりました、その話で、金利が行く行く下がり、そこで度々出でて来る二千又見付、二千又見付の話に

思います。今回は行革という総論の話が目立っておりますけれども、新公庫というものをつくりたときのその政策的な意義について、改めて現場

しかし、おふか喜びたんで、しかし私は喜んでこと自体、問題だと思っているんですよ。いわゆる三行三句連れて、三行三句で関係政

うに思います。

そういう現状を、改めて僕は背筋が寒くなる思いをしました。拍手して喜んでいた、いたんですけど

れて、皆様方はもう意味がないというレッテルを張られますよ。ぜひそのことについては改めて認

というのは効果的であるということは私もある意味同感であります。ただ、これは、もうやめられた方、大臣で数値目標を置いて諮詢会議で民間開放といつてやられていた方がよく使った手法ですよ。ただ、私は、半減目標達成後の経済動向というのは、極めてこれは読みにくい。

そしてまた、民間金融の円滑化ということをいつも金融庁、年末に大手銀行から地銀から政策金融までみんな呼んで、私も政務官のときに何度も立ち会いましたけれども、ちゃんと金貸してあげてくださいよ、経済産業省と金融庁でそれを言うわけですね。その動向もこれからどうなるかわからないわけですね。予測しにくい。

また、新公庫の本来機能というのは政策金融でありますね。一方で政府は今度は、上げ潮、成長戦略と言っているわけですよ。成長戦略を考えたら、信用収縮をあらかじめうたつたような内容を入れると整合性が合わないですね、政府として。そういうことから、今回、いろいろ心配されております数値目標につきまして、僕は貸し付けの縮減、減らすという目標であつては大問題だと思っています。貸し付けの増加、減少というのは経済状況によるはずだと思います。そういう意味で目標設定はなじまないとthoughtおりますが、その点について御答弁をお願いします。

○渡辺国務大臣 成長戦略においては、非常に多くのサービス産業が残念ながら低生産性の状態に甘んじているということを改善していく必要があるかと思います。そうした中で、政策金融の分野において、GDP比半減目標を達成した後、数値目標を設定することについては、中小零細企業などへの資金需要の的確な対応がなされているかどうか、民間金融機関の動向や経済状況を考慮しないかなければなりません。また、部分保証や証券化などの新たな民業補完の手法の今後の活用状況等も踏まえてよく検討をさせていただきたいと存じます。

行革担当大臣として私に与えられたミッションとしては、新公庫の貸し付けが、政策金融改革の

趣旨を踏まえ、民業補完に徹する観点から適切な貸し付けの規模となつてあるかどうかを不斷にチェックしていくことであると考えております。

そのため、新たな数値目標の検討については、まず行政減量・効率化有識者会議のワーキング

チームにおいてよく検討していただき、その意見を聞いた上で、主務大臣とも連携して政府としてたっては、国会での御審議を十分踏まえ、関係者の意見も聞きながら適切に検討することにしたいと考えております。

○後藤田委員 次に、国際協力銀行につきましてお伺いしたいと思います。

これは国内の中小零細金融とはまた大きく異なる分野であります。やはり経済安全保障、よく外交安保という安全保障をおつしいますが、やはり資源、水、労働、金融、こういう経済安全保障というのは一九八〇年代に大平内閣のときにしつかりと方針が示されたんすけれども、なかなか政府として踏襲されていないようになります。ただ、各省庁では引き続きその役割を担つて

きていただいていると思いまして、これからもその役割は適切に果たしていただきたい。

そういう中でも、中長期的な戦略が必要になると思われます。二〇〇〇年に一回一緒になつて、今度二〇〇七年にまた別れて、ついたり離れたりしてたら中長期の計画なんかできませんよね。また人材も育たない。担当者がまた数年置きにかわる。これはよくある役所の弊害といいます

が、昨今、原油高でありますとか、あるいは中東地域におきましていろいろ大きなビジネス、大変繁忙をきわめているようですが、そいつたことを背景としまして、大変大きな金融力を持つようになつてきているわけでございます。しかし、それが、通常金融ももちろんあるのでございま

すが、イスラム教の教義に従つて行うイスラム金融という形でも大きく急拡大をしているものでござりますから、日本を含むアジア地域の方でもこのイスラム金融に対して関心を高め、これとの接觸を持つ必要が出てきているというふうに考えて、私どもの銀行では、現在、イスラム金融に関する情報収集や国内外のネットワーク構築に努めているところでございます。

既に、イスラム法学者を定期的に招いて研究会を開催し、あるいは、日本の法人としては初めて

盛んにやられているということです。イギリスは、今のブラウン大蔵大臣、彼がイスラム金融について非常に関心を持って、これは世界各国がその資源というものを政策的にどう獲得していくかとしのぎを削つて、今まで国際協力銀行も今までやつてこられたと思います。

今回の統合によって、今までのそういうたたはがより達成されるためにはこの組織再編がどうあるべきかというのを御答弁いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○篠沢政府参考人 お答え申し上げます。私どもの現在のJ B I C の中の国際金融等業務というものが、今回、日本政策金融公庫の中に統合されるということになつておりますが、現在のその部門が担当しております、資源エネルギーの一の確保でありますとか、あるいは大きな国際競争を、日本企業の国際競争力をサポートしていく、あるいはいろいろな通貨関係の危機に対する危機対応能力とか、そういうものにつきましては、新公庫におきましても遺漏なく発揮をしていくよう努力をしてまいりたいと思います。

○後藤田委員 ありがとうございます。

今総裁おつしやつたように、イスラム教義に基づくイスラムの金融というのは、これは金利が取れないということなんですよ。金利を取らないんですけど、イスラムというのは、これは日本も学ばなきやいけないなと思うわけでございますけれども、ただ、そういう中で実物投資、投資信託などカリースだとかそういう形で皆様方が活動されているということは、本当に余り知られていないの

で、しつかりと主張していただきたいというふうに思います。

最後でありますけれども、大臣にこの法律に対

するメッセージを国民の皆さんに発していただきたい、大事な最後のポイントでございます。

今回、行革の観点から新たに新公庫というものが生まれ変わるのであります。これが単なる行革法案というものではなくて、これからどのような使命を持つてこの新公庫がはぐくまれていき、そして大人になつていくか。そういう点につきまして、大臣の思いを、今まで五つの機関で頑張つてこられた職員の方々、そしてその機関を利用し、活用してこられた国民の皆さんに対し

て、今回の新公庫法案の趣旨と、改めて最後にメセージを自分の言葉でお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○渡辺国務大臣 政策金融は残すわけございません。一方、国民のお金をより効率的に運用していくシステムはつくらなければなりません。

一つに統合した場合のメリットはどんなことが

ザーバー会員として加盟をする、あるいは、このイスラム金融サービス委員会と共に日本でイスラム金融セミナーを開催する等々の努力をしているところでございます。

現在はそういう形で、主として情報収集等の活動の段階にございますが、日本の金融法制との調和も含めまして、政府とよく御相談しながらそれの具體化に入つていただきたいというふうに考えております。

よう、コスト縮減は明らかに図られていくはずでございます。大手銀行のように勘定系の問題があるわけではございませんので、メガバンクが統合されたらメガバンクになつちやつたというようなことはないと考えております。

したがつて、きちんとした統合のメリットを図つていきながら、政策金融としてのノウハウを共通化していく必要があるかと思います。経営コンサルティングやビジネスマッチングなど、從来の垣根を越えた幅広いサービスの提供が行われていくものと考えております。また、すべての金融サービスについてワンストップサービスが図られるようになつていくと考えております。

○後藤田委員 政策金融は経済における血液であります。同時に、政策医療というのも我々政治家が当然担う仕事でございます。

私の父は二十年以上人工透析をしておりまして、それは、糖尿病を患い、そして自分の腎臓では生きられない。週三回血を抜く、人工的に過

をする。それで今、命を維持している人間が二十分五万人おりますね。透析の患者、家族も含めたらそれぐらいになるんですね。しかし、イギリスでは七十歳以上は透析ができない。これは財源の問題だ。でも、そういう国に絶対に日本はなつてはならないと思つておりますし、これはやはり経済における血液は金融であるという本分を新公庫の職員、皆様方に改めて御認識をいただき、私の質問とさせていただきます。

○河本委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○河本委員長 これより両案を一括して討論に入ります。西村康稔君。

西村（康）委員 自由民主党の西村康稔でございます。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしま

す。

法律の整備に関する法律案について、賛成の立場から討論を行います。

○河本委員長 次に、泉健太君。

○泉委員 私は、民主党・無所属クラブを代表し、ただいま議題となりました株式会社日本政策

金融公庫法案及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案につき

て、内閣提出の株式会社日本政策金融公庫法案及

び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係

法律の整備に関する法律案について、賛成の立場

から討論を行います。

○河本委員長 次に、泉健太君。

○河本委員長 次に、河本委員長。

第一類第一号

内閣委員会議録第十四号

平成十九年四月二十四日

平成十九年五月八日印刷

平成十九年五月九日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A